

会費規定

(目的)

第1条 この規定は、一般社団法人経カテーテル的心臓弁治療関連学会協議会（以下「この法人」という。）定款第5条に定める正会員又は賛助会員が支払う会費の支払義務に関する必要事項を定め、それによってこの法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるための収入を安定的に確保することを目的とする。

(入会金及び会費)

第2条 この法人の定款第8条に規定する会費は、次に掲げるところによる。

- (1) 正会員 年額 10,000 円
- (2) 賛助会員 年額 1 口以上 (1 口 1,000,000 円)
- 2 事業年度の途中で入会した正会員又は賛助会員の会費は、年額の全額とする。
- 3 正会員又は賛助会員の年会費の有効期限は、入会承認日からその後最初に訪れるこの法人の事業年度の最終日までとする。
- 4 入会金については、これを徴収しない。但し、賛助会員の入会金については賛助会員毎に別途定めることができる。

(会費等の納入)

第3条 この法人に入会した正会員又は賛助会員は各事業年度の会費をこの法人所定の方法により納入しなければならない。

- 2 正会員又は 賛助会員 は、毎事業年度の会費を当該事業年度末日までにこの法人所定の方法により納入しなければならない。
- 3 正会員又は賛助会員 から納入された会費については、直ちに理事会が定める会費台帳に記載し、その経過を明らかにしなければならない。
- 4 会費納入に要する振り込み手数料は会員の負担とする。

(改廃)

第4条 この規定の改廃は、理事会の決議をもって行う。

附則

この規定は 2025 年 3 月 14 日より施行する。